

【別表2の2】

ネット上の「いじめ」が疑われる場合	
本人・保護者の訴え	職員発見や疑いの報告



担任が対応し、学年主任は速やかにいじめ対策委員会に報告する。



いじめ対策委員(担任・該当学年主任・学年生徒指導部教諭)が対応し、被害生徒から事情を聞く。
 ・生徒の精神状態に配慮しながら、できるだけ2名で聴く。
 ・ネット上の書き込みを確認し、保存又は紙媒体へのコピーをとる。
 ・書き込みをした相手の心当たりを聴く。



「いじめ対策委員会」を招集し情報共有。 → → 生徒指導措置会議(担任・各学年主任・生徒指導主事・生活指導係・生徒指導部各係主任)指導方針の決定・役割分担を明確化する。
 関係生徒及びその保護者等へ調査結果及び指導・支援に係る方針を説明する。



被害生徒に対して
 ・学校全体で守っていくことを、本人・保護者に伝える。
 ・本人の意向を聞きながら、必要に応じて相談支援係・外部カウンセラー・医療機関による心のケアを行う。
 ・一定期間の後、クラス内の様子を、職員や生徒、保護者から情報収集して、いじめの継続を確認する。
 ・いじめを解決(回避)する方法について、共に考える。



いじめた生徒との人間関係の修復には、本人の意向を尊重し、時間をかけて行うようにする。



加害生徒から事実確認。場合によっては第三者からも情報収集する。
 ・多角的に情報を収集し、内容の整合性を図り事実を正確につかむ。
 ・2名以上で対応し、対象生徒が複数の場合、できるだけ同時に対応する。
 ・必要性があればスマホ等のデータ確認の許可を本人・保護者に求める。
 ・ネット上の書き込みを削除させる。



「いじめ対策委員会」を招集し情報共有。 → → 生徒指導措置会議(担任・各学年主任・生徒指導主事・生活指導係・生徒指導部各係主任)指導方針の決定・役割分担を明確化する。
 関係生徒及びその保護者等へ調査結果及び指導・支援に係る方針を説明する。



加害生徒に対して
 別室での特別指導が必要な場合(内規に準じて進める)
 《指導の内容》
 ・「いかなる理由があっても、いじめは決して許されない」ことを理解させる。
 ・いじめた理由や動機から、本人の心の内面を理解する。
 ・本人の良い面を発見させ、それを生かすような具体的な行動を考えさせる。
 ・作業や奉仕活動をしながら人の役に立つ体験をさせ、一人で生きているのではなく支え合って生きていることを体験させ、望ましい人間関係づくりを実感する。
 ・相手の立場や考え方に配慮したコミュニケーションができるようなプログラムで指導する。



被害生徒への謝罪
 ・被害生徒の意向を尊重して行う。

犯罪行為として扱われるべきものと認められる、もしくは、その可能性が疑われる場合は警察・児童相談所に通報・相談し、速やかに県教育委員会に報告。